

第1章 総則

第1条 (サービス利用約款の適用)

Sansan 株式会社 (以下「当社」という) は、本サービス利用約款 (以下「本約款」という) を定め、これにより Contract One (以下「本サービス」という) を提供します。

第2条 (本約款の変更)

当社が本約款の内容を変更する場合には、変更後の内容及び変更の効力が発生する日について、予め本サービスの Web サイトその他当社が適当と判断した媒体上に表示するものとし、当該変更後も引き続き本サービスを利用されたことにより、当該変更に関する同意があったものとみなされます。

第2章 サービスサイト

第3条 (本サービスサイトの利用)

1. 当社より本サービスの提供を受けるお客様 (以下「お客様」という) は、本サービスの利用にあたり、当社が提供する Web サイト及び各種アプリケーション (以下総称して「本サービスサイト」という) にアクセスすることができます。
2. 当社は、本サービスサイトへのアクセスに用いるユーザ ID (以下「ユーザ ID」という) を、お客様が指定した利用者 (以下「利用者」という) に対し発行します。
3. 利用者が違法又は不適切な方法で本サービスを利用する等、当該利用者に対する本サービスの提供が不適当であるおそれがあると当社が判断した場合には、当社は当該利用者にかかるユーザ ID を停止することができるものとします。

第3章 利用契約

第4条 (契約の成立)

1. 本サービスの中で利用料金、利用期間等が定められた機能の利用を申込みお客様は、当社が提出する本約款と見積書等 (以下「見積書」という) に対して当社指定のサービス申込書に必要事項を記載し、当社に提出し、当社がサービス提供にあたり必要となる情報 (以下「登録情報」という) を遅滞なく当社に提供するものとします (以下見積書及びサービス申込書をあわせて「申込書」という)。
2. 本サービスは、お客様が申込書を当社に提出した時点をもって利用契約が成立します。なお、当社が当該申込みの後 2 週間以内に異議を述べた場合、利用契約は、申込み時点に遡及して無効となります。
3. 本約款につき、見積書、サービス申込書その他個別の利用契約に特段の定めがある場合は、当該見積書等に記載した内容が、本約款に優先します。
4. 本サービスは、当社がサービスの開始を通知した時点 (以下「利用開始日」という) ををもって利用開始とします。

第5条 (登録情報)

当社は、登録情報を元に本サービスを提供します。登録情報が誤っている等の理由により本サービスの提供ができない場合は、当社はその責を負いません (この場合でもサービス料金は発生します)。

第6条 (サービス料金等)

1. お客様が機能等を追加する場合は、当該分の利用開始をもって利用契約に追加 (以下「追加契約」という) されるものとします。追加契約の内容は、当社が発行する請求書に反映されます。
2. サービス料金及び支払条件は見積書記載 (ただし、追加契約は請求書に記載。以下同じ) の通りです。お客様は、見積書記載の金額を見積書記載の適用期間開始日又は契約更新日の月末締め翌月末一括現金で支払うものとします。見積書記載の所定の金額を超えて発生した従量費用については、発生月の月末締め翌月末現金払いとなります。なお、振込手数料、並びに消費税及び地方消費税 (以下、消費税と地方消費税を合わせて「消費税等」という) はお客様が負担するものとします。契約期間中に消費税等の変更があった場合には、変更後の契約期間については変更後の税率が

適用されます。

3. 各費用の起算点は以下の通りです。

(1) (月額費用)

月額利用料金の課金は、見積書記載の適用期間開始日からとします。

(2) (従量費用)

お客様による契約書データの処理依頼を、当社がインターネット経由で受信した日とします。

4. 前項に定める料金の他、契約書の郵送に要する費用として当社が別途定めるもの及び契約書に貼付する印紙にかかる費用が生じる場合にはお客様は当社に対し、当該費用を支払うものとします。当該費用の支払条件は見積書記載の通りです。
5. お客様は、本条に定められたサービス料金等の支払が 1 回でも滞った場合、又は本約款第 8 条に定める事由に該当した場合は、本約款上の全ての期限の利益を失い、即時に全てのサービス料金を支払うものとします。
6. お客様は、お客様が日本国外のために当該地の法令等により当社に課税される場合等、日本の法令等におけるものと異なる税金の負担が発生する場合、その税金はお客様の負担とします。

第7条 (契約期間)

1. 利用契約の有効期間は、利用契約の成立より、見積書記載の適用期間開始日から 1 年間が経過するまでとします。ただし、期間満了の 30 日前までにお客様又は当社からの書面による更新拒絶又は契約条件の変更等の申し出が無い場合、当該利用契約は同じ条件で更に 1 年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。なお、追加契約の場合は、追加前の利用契約の契約期間が適用されます。
2. お客様は、利用契約につき、契約期間内に解約することはできません。お客様の都合で解約又は一部解約が発生した場合、解約料として当社が認めた解約日の翌日から本来の契約期間満了までのサービス料金を当社に支払うものとします。既に支払済であればそれを充当するものとし、不足分があればその分を別途支払います。
3. お客様は、利用契約の成立後から利用開始日までの間に、お客様の都合により利用契約を解約する場合は、月額費用の 1 ヶ月分をキャンセル料として当社に支払うものとします。
4. 当社は、当社において本サービスの継続が困難な状況が生じた場合は、60 日前までに書面による解約の申し入れを行うことにより、利用契約を解約することができます。
5. 第 1 項に基づき利用契約の更新が拒絶され、又は第 2 項及び第 4 項に基づき利用契約が解約された場合、お客様は、当社が別途定める方法に従い、本サービスを利用して処理された契約書データをダウンロードすることができるものとします。

第8条 (契約の解除)

前条の定めに関わらず、お客様及び当社は、相手方に以下に掲げる各号の何れかの事由に該当したときは、直ちに利用契約を解除することができます。

- (1) 本約款、利用契約又は個別の見積書等の定めに違反したとき
- (2) 手形、小切手の不渡り、又はこれに類する事態が生じたとき
- (3) 監督官庁より営業の取消・停止等の処分を受けたとき
- (4) 仮差押、仮処分、強制執行等を受けたとき（第三債務者としての場合を除く）
- (5) 支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態に陥り又は破産、会社更生手続及び民事再生手続、特別清算手続等の倒産処理手続（利用契約締結後に改定若しくは制定されたものを含む）の申立原因を生じ、又はこれらの申立を受け若しくは自らこれらの申立をしたとき
- (6) 合併によらずして解散したとき
- (7) 第 27 条の確約に違反したとき
- (8) その他、個別業務の遂行が困難になるおそれありと判断する相当の事由が生じたとき
2. お客様は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならないものとし、お客様がかかる行為を行った場合、当社は直ちに利用契約を解除することができます。

- (1) 他者の著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権又は営業機密を侵害し又は侵害を可能ならしめる行為
- (2) 他者を不当に差別し若しくは不当な差別を助長し、又は他者の名誉又は信用を毀損する行為、その他の他者の人権を侵害する行為
- (3) 詐欺等の犯罪的行為又は犯罪に結びつき若しくは結びつく恐れのある行為
- (4) 虚偽情報の流布行為
- (5) 他者が嫌悪感を抱く若しくはそのおそれのある文書等又は公序良俗に反する文書等を送付する行為
- (6) 本サービスの提供を妨げ又は妨げるおそれのある情報を登録する行為
- (7) 訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件など法律上の権利に関して争いがある、または疑義を有する事項に関して本サービスが提供する生成 AI を用いた機能・サービス（以下「AI サービス」という）を用いること
- (8) 上記に定めるほか、法令、その他関連する当局の規則若しくは通達によって禁じられた行為又は公序良俗に反する行為

第9条（サービス概要）

1. お客様は、お客様が本サービスを利用して処理しようとする契約書（以下「処理契約書」という）を、当社が別途指定する方法で、当社に送付又は登録するものとします。なお、当社は、受領した処理契約書に対し、加筆、修正、その他一切の変更を行わないものとします。
2. 当社は、お客様が本サービスに送付又は登録した契約書につき、お客様の指示に従い、お客様及び契約相手方に対する送付並びに当社が別途提供する台帳への必要事項の登録その他の方法でお客様の利用に供するものとします。
3. お客様は本サービスの利用にあたり、当社に対し、処理契約書及び前各項の作業にあたり本サービスに入力する情報（以下総称して「契約書データ」という）の取り扱い等を委託するものとします。
4. 当社は、本サービスサイトを通じて、その他各種付加サービス（以下「付加サービス」という）を提供します。

第10条（処理契約書の送付又は登録）

1. お客様が処理契約書を送付又は登録する場合には、その方法等につき、当社が別途定める内容に従うものとし、契約相手方に対しても、同様の内容に従うよう求めるものとします。お客様又は契約相手方がかかる内容に従わなかったことによりお客様に損害が生じた場合、当社はその一切につき責任を負わないものとします。
2. 当社は、送付された契約書原本につき、当社の定める管理番号が記載されたシールを貼付してスキャンを行います。
3. 本約款に定める方法により、またはお客様の指示に従いお客様に原本が返還される場合には、前項のシールが貼付されたまま返還されます。原本の返還後、お客様都合によりシールを剥離した場合又はお客様の保管状況によりシールが剥離したことにより生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条（対象契約書）

1. 本サービスの対象となる処理契約書は、本サービスサイト等において当社が指定する規格の契約書となります。以下の契約書等は本サービスの対象外(以下「対象外契約書」という)です。
 - (1)（規格外文書）
本サービスサイト等で指定する規格の契約書以外の文書、書類等。
 - (2)（読取不可）
契約書の不良又は誤った登録方法により契約書の内容を読み取ることができない契約書。
2. お客様が対象外契約書を送付又は登録し、その一部でも当社によりテキスト化処理が実施された場合には、利用契約上の処理件数に含むものとします。ただし、当社が本サービスサイト上で明示的に送付又は登録を許容した契約書規格については、テキスト化処理された場合であっても、処理件数には含まないものとします。

第12条（連携サービス）

当社は、第三者のサービスと連携した付加サービス(以下「連携サービス」という)を提供する場合があります。お客様は、連携サービスの利用にあたり、個別に定める規約の他、次の各号に同意するものとします。

- (1) 連携サービスに関する著作権その他一切の権利は、当社又は連携サービスの提供者に帰属します。
- (2) 連携サービスで提供される情報は、自己使用の目的の範囲内でのみ利用できるものであり、それ以外の目的での複製、販売、出版、公表及び配布等の行為はできません。

第13条（責任範囲）

1. お客様は、処理契約書にかかる契約の締結及び関連する取引等につき、当事者として必要な手続きを自らの責任で行うものとし、当社は当事者としては何ら関与しないことを確認します。
2. お客様は、処理契約書の内容について自らの責任で作成又は確認するものとし、当社は処理契約書の内容について作成、修正その他の関与を行うものではないことを確認します。
3. お客様は、当社に対し処理契約書の締結について何らの代理権を与えるものではなく、当社は処理契約書の締結について何らの意思表示を行うものではないことを確認します。
4. 当社は、処理契約書についてテキスト化処理を行う場合、当該処理契約書の記載内容を正確にテキスト化するよう最大限努力いたします。ただし、処理契約書のレイアウト、お客様による捺印、お客様指示による記名、印紙貼付、製本その他の理由により処理契約書の記載内容を正確に読み取ることができず、これによってお客様に損害を生じた場合には、当社はその責任を負わないものとし、お客様はこれを了承の上本サービスを利用するものとします。
5. お客様は、処理契約書につき、当該契約の当事者間でその内容及び締結について必要な合意を実施することを確約するものとします。当社は、契約書の修正・変更その他の措置を行う義務を負いません。
6. AI サービスはお客様が登録した処理契約書及びその他の情報をもとに自動的に生成された文章を提供するものであり、提供された情報について当社はいかなる有用性または正確性をも保証するものではありません。お客様は、AI サービスが法的な意見を提供するものではないことを確認します。

第14条（契約書データの保存・管理等）

1. お客様は、契約書データ及び処理契約書の原本を自己の責任において保存及び管理するものとします。当社が別途定める場合を除き、お客様が当該原本等の保存・管理を適切に実施しなかったこと等により発生したお客様の損害及び不利益につき、当社は一切の責任を負いません。
2. 前項に定めるほか、当社は、契約書データをバックアップとして記録することがあります。ただし、前項に定めるお客様の責任において行う保存及び管理を補完するものではなく、当社が前項に基づき保管義務を負うデータ以外の契約書データの保存又は復旧を保証するものではありません。

第15条（障害時の対応）

1. お客様は、サービスに関して、何らかの不具合、故障等を発見した場合は、速やかに当社にその旨を連絡するものとします。不具合が発生した場合は、お客様は、当社の指示に従い、再起動など必要な作業を行うものとします。
2. お客様は、当社が障害切り分け及び対応を実施する上で、各種作業に協力することに同意します。

第16条（本サービスの一時停止）

当社は、本サービスを維持するために当社のシステム及びネットワーク等の保守を定期的又は緊急に行う場合その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社の判断により本サービスの全部又は一部を中断若しくは停止することができるものとし、かかる

中断若しくは停止又はこれに基づく本サービスの提供遅延によって、契約相手方その他の第三者に生じた損害につき、一切の責任を負わないものとします。

第4章 情報の取扱

第17条（安全管理）

1. 当社は、お客様から受領した処理契約書及び契約書データ並びにお客様（以下本約款において契約相手方を含む）の情報（以下「ユーザ情報」という）を機密情報として安全に管理し、適切なセキュリティ対策を講じます。
2. お客様は、本サービスの不正利用等が生じぬよう、ID、パスワードの管理等、適切な対策を講じます。

第18条（個人情報保護）

1. 当社は、当社の個人情報保護方針に沿って、お客様の個人情報を取り扱います。
(<https://jp.corp-sansan.com/privacy>)
2. 当社は、お客様から委託された個人情報を、利用契約の有効期間に関わらず、永久に第三者に対して一切開示又は漏洩しないものとします。
3. 当社は、お客様から委託された個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人情報管理責任者を定め、必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当社は、お客様から委託された個人情報を、本サービスの提供以外の目的で、利用、加工、複写、複製を行わないものとします。
5. お客様は、当社に対して、必要に応じて個人情報の取扱状況について報告を求めることができます。
6. 当社は、お客様から委託された個人情報について、漏えい、滅失又は毀損等の事故が発生した場合、その事実を速やかにお客様に報告し、原因の調査を行い、事故の拡大防止に必要な措置を講ずるものとします。

第19条（情報の利用）

1. 当社は、前条の定めその他、契約書データ及びユーザ情報を本サービスの提供及び関連する目的のために利用します。
2. 当社は、前条の定めその他、ユーザ情報を用いて、本サービスの利用に関する各種のご案内を行うことがあります。お客様は、ユーザ情報につき、本サービスの提供、維持、改善又は本サービスのプロモーションに必要な範囲内で当社が利用することに同意するものとします。
3. 当社は、ユーザ情報、契約書データ及び本サービスの利用状況（以下「利用情報」という）を分析し、その統計的な結果につき、個々のお客様及び個人情報が識別されることのない形で一般に公表することがあります。また、当該分析結果及びこれにより当社が独自に作出した情報につき、本サービス及び当社が提供するその他のサービスのために利用することがあります。
4. 当社及び当社のグループ会社（日本国外にある者を含み、以下総称して「当社グループ」という）では、利用情報及びその分析結果等につき、本サービス及び当社グループが提供するその他のサービスのために共同して利用することがあります。
5. 当社は、お客様に対する本サービスの提供が利用契約の解約その他の原因によって終了した場合、お客様が送付又は登録した契約書データ及びユーザ情報を削除します。

第20条（事例の公開）

当社は、お客様からの特段の申し入れのない限り、お客様の会社名を本サービス導入企業として公開することができるものとします。

第5章 一般条項

第21条（機密保持）

お客様及び当社は、相手方より提供をうけた技術上、営業上その他業務上の機密情報を機密に取り扱うものとします。なお、本サービスの契約条件も機密情報とします。

第22条（遅延損害金）

お客様は、本約款に基づく債務の弁済を怠ったときは、弁済すべき金額に対し適用される法令に定める利率の割合による遅延損害金を当社に支払わなければなりません。

第23条（権利の譲渡）

お客様は、当社による事前の書面による承諾を得ることなく本約款又は利用契約上の権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはなりません。

第24条（財産権の帰属）

本約款の履行にあたり当社がお客様に提供したソフトウェア、ハードウェアその他の物品に関する所有権・著作権・商標権・特許権その他一切の権利は、本約款において別段の定めのある他、全て当社に帰属するか、又は当社が権限を有する第三者より正当な権利を取得しているものであり、お客様は、いかなる場合であってもかかる権利を一切取得しません。

第25条（再委託）

1. 当社は、本サービスの全部又は一部の作業を、当社の責任において第三者に再委託できるものとします。この場合、当社は委託先に対して、本約款と同等の義務を負わせ、一切の責任は当社に帰属します。
2. 当社は、本サービスのサーバー運用等の業務につき、データセンター事業者に委託を行う場合があります。

第26条（監査）

お客様は、当社が本約款を履行していることを確認するために、事前に監査手順に合意することを条件に、当社への立ち入り検査を実施できるものとします。

第27条（反社会的勢力の排除）

1. お客様及び当社は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約します。
2. お客様及び当社は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当要求行為、取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為、風説・偽計・威力を用いて会社の信用を毀損し又は会社の業務を妨害する行為、反社会的勢力の活動を助長し又はその運営に資する行為、反社会的勢力への利益供与等その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。

第28条（損害賠償）

お客様及び当社は、本約款の定め違反したことによって相手方に損害を与えた場合、通常かつ直接の範囲内を上限として、当該損害を賠償します。

第29条（免責）

1. 当社は、いかなる場合も、お客様が本サービスの利用に起因して被った逸失利益、間接損害、懲罰的損害、その他の特別損害につき、一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、お客様が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して一切責任を負わず、かかる紛争等はお客様がその責任と負担において解決するものとし、万一、当社が当該第三者から損害賠償等の支払いを求められた場合には、当社はおお客様に対し、かかる賠償金及びその解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費の支払いを求めることができますものとします。

第30条（不可抗力）

当社は、天災、台風、地震、停電、火事、労働争議、騒乱、伝染病、納入業者の債務不履行、法令の変更、政府、関連省庁若しくは地方公共団体による条例、規則、通達、行政指導その他の指導、電気通信事業者その他の第三者が提供するサービスに起因する問題、運送事業者若しくは輸送機関の問題又は合理的な範囲内で管理の及ばない事柄などの不可抗力による本約款上の債務不履行又は債務履行の遅延につき何ら責任を負わないものとします。

第31条（準拠法・管轄裁判所）

1. 本約款の準拠法は、日本法とします。
2. 本サービスに関する訴訟については、その請求額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の合意専属管轄裁判所とします。

制定日 ：2021年5月31日

最終改定日：2025年12月1日

以下の各特約は 各サービスをご利用・ご契約のお客様にのみ適用されます。

スマート判子特約

第1条（特約の適用）

スマート判子特約（以下、「本スマート判子特約」という）は、スマート判子（以下、「本スマート判子」という）の提供条件を定め、本スマート判子を利用するお客様に本約款の定めに加えて適用されます。なお、本約款と本スマート判子特約の条項が矛盾抵触する場合には、本スマート判子特約の定めが本約款の定めにより優先して適用されます。

第2条（サービス概要）

1. 当社は、本約款 9 条 1 項の定めにかかわらず印刷・製本に必要な範囲の形式的調整及びお客様の指示に基づく押印又は記名を行うことができるものとします。
2. お客様は、本スマート判子を通じて処理契約書への押印を行う場合、当該押印に用いる印章又はゴム印等（以下総称して「お客様印章」という）を当社に引渡し、当社はお客様の指示に従って、当該処理契約書にお客様印章を用いて押印又は記名するものとします。当社は、本約款 9 条 1 項の定めにかかわらず印刷・製本に必要な範囲の形式的調整及びお客様の指示に基づく押印又は記名をするものとします。なお、押印又は記名前に受領した処理契約書に何らかの変更を行う必要が生じた場合であっても、お客様において実施するものとします。
3. 当社は、前項に従い押印又は記名された処理契約書につき、お客様の指示に従い、お客様及び契約相手方に対する送付並びに当社が別途提供する台帳への必要事項の登録その他の方法でお客様の利用に供するものとします。

第3条（お客様印章及びゴム印）

1. お客様は、お客様の社内規程等に照らし、処理契約書への押印に用いることができる印章又は処理契約書への記名に用いることができるゴム印を、お客様印章として当社に引き渡すものとし、当社が本サービスにおいて押印又は記名を代行することが、お客様の社内規程等に反しないことを確約します。
2. お客様がお客様印章を当社に引き渡す場合には、その方法等について、原則として当社が別途定める内容に従うものとします。
3. 当社は、お客様から引き渡しを受けたお客様印章につき、善良なる管理者の注意義務をもって保管するものとします。
4. お客様が第 1 項及び第 2 項に従わなかったことによりお客様に損害が生じた場合、当社はその一切につき責任を負わないものとします。
5. 当社は、お客様による本サービスの利用が利用契約の解除その他の理由により終了した場合、当社が別途定める方法に従い、速やかに引き渡しを受けたお客様印章をお客様に返還いたします。

第4条（お客様による指示）

1. お客様は、当社に対し第2条2項に定める押印又は記名の指示につき、お客様において当該指示を行う適正な権原を有する者によって行われることを保証するものとします。
2. 当社は、本スマート判子特約第2条の業務遂行がお客様の意思に反するものであった場合であっても、当該業務遂行がお客様の指示に従ったものである限り、その責任を負わないものとします。

原本保管特約

第1条（特約の適用）

原本保管特約（以下、「本原本保管特約」という）は、原本保管（以下、「本原本保管」という）の提供条件を定め、本原本保管を利用するお客様に本約款の定めに加えて適用されます。なお、本約款と本原本保管特約の条項が矛盾抵触する場合には、本原本保管特約の定めが本約款の定めにより優先して適用されます。

第2条（本機能の内容）

本機能の内容及び利用方法の詳細は当社がお客様に提出する見積書及びサービスサイトにて定めるものとします。

第3条（原本の保管）

1. 本約款第14条の定めにかかわらず、お客様が本機能を利用する場合、お客様が本サービスにおいて台帳に取り込んだ契約書の原本（以下単に「原本」という）は、当社の委託先倉庫において、お客様による本機能の利用期間中保管されます。
2. お客様は、原本の保管を当社の委託先が行うことにつき了承するものとします。
3. お客様は、委託先倉庫において保管している原本を当社の定める方法により出庫及び再入庫することができます。ただし、出庫後の原本についてはお客様の責任において管理及び再入庫を実施するものとし、お客様の原本取扱に起因して生じる一切の損害について当社は責任を負わないものとします。
4. お客様が本機能の利用を終了した場合、当社はお客様の指示に従い、本機能に基づき保管されている原本を破棄又はお客様に返還するものとします。この場合、当該破棄又は返還に要する費用はお客様の負担となります。

第4条（費用負担等）

原本の運搬に使用する梱包材等に関する費用は、お客様の負担となります。

スキャン仕分け支援特約

第1条（特約の適用）

スキャン仕分け支援特約（以下、「本支援特約」という）は、契約書等のスキャン業務を当社に依頼するにあたりお客様が実施するスキャン仕分け等の作業支援（以下、「スキャン仕分け支援」という）の提供条件を定め、スキャン仕分け支援を利用するお客様に本約款の定めに加えて適用されます。なお、本約款と本支援特約の条項が矛盾抵触する場合には、本支援特約の定めが本約款の定めにより優先して適用されます。

第2条（スキャン仕分け支援の内容）

スキャン仕分け支援の内容及び詳細は当社がお客様に提出する見積書及びサービスサイトにて定めるものとします。

第3条（お客様の義務）

1. スキャン仕分け支援実施にあたり、お客様はスキャン仕分け支援に従事する者に対

し当社が別途指定する指示及び協力をする必要があります。必要な指示及び協力を行わなかったことによりスキャン仕分け支援が全部または一部実施できなかった場合でも当社は責任を負わないものとします。

2. スキャン仕分け支援はお客様が実施する仕分け等の作業の支援を行うものであり、当該作業の最終的な確認及び実施（スキャン対象物の梱包、発送指示を含む）は、お客様の責任において行うものとします。スキャン対象の選定漏れ、スキャン単位の不備、発送内容の誤り等について、当社は一切の責任を負わないものとします。